

教育実習生の受入れ要領

香川県立坂出高等学校

- 1 実習生は、原則として、次の条件を満たす者であること
 - (1) 本校の卒業生であること
 - (2) 本校の教員が推薦しうる人物であること
 - (3) 将来教員になる意志が強固で、採用試験を必ず受験すること
 - (4) 在籍する大学に、附属高校等の教育実習実施校がないこと
 - (5) 本校の指定する次の期間に実習可能な者であること
前期 6月第1月曜日または5月末の月曜日から2週間ないし3週間
後期 9月第1月曜日から2週間ないし3週間（音楽科のみ）
 - (6) 実習希望教科主任の承諾が得られること
 - (7) 麻疹の抗体を保有している者
- 2 申込手続き
 - (1) 実習を希望する年度の前年4月1日以降6月末までに、実習担当教員に電話連絡をした上で、本人が来校し旧担任あるいは部活動顧問などの推薦を受ける。
 - (2) 実習希望教科主任に直接会い、承認を得る。
 - (3) 本校所定の「教育実習願書」を、実習担当教員に提出する。
 - (4) 申込みを受けた各教科で7月中旬までに受入れの可否を審議し、校長に内申する。但し、受入れ人数を超える申込みがあった時は、7月上旬に、本人または家族による抽選を行う。
 - (5) 校長の承認を受け、実習担当教員は実習希望者に連絡をする。
 - (6) 内諾を得た者は、大学を通じて「教育実習内諾書」（依頼書）を校長あてに提出する。
 - (7) 実習担当教員は、大学へ内諾書を送付する。
- 3 受入れ人数は、原則として、次のとおりとする。
 - (1) 国語、数学、保健体育、英語は各教科2名以内
 - (2) 家庭、情報、公民は各教科1名
 - (3) 地歴（世界史、日本史、地理）、理科（物理、化学、生物）、芸術（美術、書道）は各科目1名
※芸術は担当教諭がない場合は受け入れできないことがある。
 - (4) 音楽は前期3名以内、後期3名以内
- 4 実習生に対する指導
 - 実習前
 - (1) 原則として4月中に来校し、当該教科主任及び指導教員と打合せをする。（音楽科を除く）
 - (2) 実習直前、本校が指定する日(原則として教育実習開始の前週の金曜日)に次のことを行う。
 - ①実習期間中の服務等（勤務時間・勤務態度・服装等）について実習担当教員の説明
 - ②当該教科主任及び指導教員との最終打合せ
 - 実習中
以下のことについて適宜行うものとする。
 - (1) 校長講話
 - (2) 本校の沿革、教員の服務等についての説明
 - (3) 教育課程その他教務に関する事項についての説明
 - (4) 生徒指導に関する事項についての説明
 - (5) 人権・同和教育に関する事項についての説明
 - (6) 学習指導法、指導計画、指導案の書き方等教科に関する指導
 - (7) 教科以外の教育活動等への参加についての指導
 - (8) その他教員として必要なこと
 - 実習後
 - (1) 指導教員は、実習日誌・出勤簿その他の記録等の指導をし、その評価等を行い、実習担当教員を通じて校長に提出する。
 - (2) 校長は、評価等の決裁をし、大学へ送付する。